

中環保発第 1395 号
令和 7 年 12 月 1 日

環境大臣
石原 宏高 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について（答申）

令和 7 年 7 月 14 日付け諮問第 635 号により中央環境審議会に対してなされた「八：二フルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について（諮問）」について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

八：ニフルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について

(答申)

令和7年12月1日

八：ニフルオロテロマーアルコールに関する、使用することができる用途及び技術上の基準に従わなければならない使用されている製品の改正について、以下の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質を使用することができる用途について（化審法第25条に基づく措置）

八：ニフルオロテロマーアルコールの使用が認められている以下の用途での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、法第25条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったことを受け、八：ニフルオロテロマーアルコールを使用することができる用途としての対象から除外することが適当である。

○穿(せん)刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となるーー [(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ] プロパンーニーイル=メタクリラートの製造

2. 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品について（化審法第28条第2項に基づく措置）

取扱上の技術上の基準に従うと共に、告示で定める環境の汚染を防止するための措置等に関する表示をしなければならないとされている八：ニフルオロテロマーアルコールが使用されている以下の製品については、使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品から除外することが適当である。

○穿(せん)刺若しくは切開を伴う方法又は人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器の製造に使用する合成樹脂の原料となるーー [(三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十一ヘプタデカフルオロデシル) オキシ] プロパンーニーイル=メタクリラート